

平成31年4月26日

人 事 院 事 務 総 長

「国と民間企業との間の人事交流の運用について」の一部改正について（通知）

「国と民間企業との間の人事交流の運用について（平成26年5月29日人企一660）」の一部を下記のとおり改正したので、平成31年5月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
規則第2条関係 1～3 （略） 4 この条の第2項第5号の人事 院が定める組織は、次に掲げる 者とする。	規則第2条関係 1～3 （略） 4 この条の第2項第5号の人事 院が定める組織は、次に掲げる 者とする。

一～七 (略)	一～七 (略)
八 宮内庁の長官官房、侍従職 、 <u>上皇職</u> 、 <u>東宮職</u> 、 <u>皇嗣職</u> 、 式部職及び部	八 宮内庁の長官官房、侍従職 、 <u>東宮職</u> 、式部職及び部
九～十八 (略)	九～十八 (略)

以 上